

みんなで作るわたしたちのまち 合志

自治基本条例制定に向けて

豊かな自然 先人が築いた歴史と文化

わたしたちはこれらを後世に引き継いでいかなければなりません

すみよいまちをつくっていくのはわたしたち自身

わたしたちのまち合志

その歩みは未来へとつながります



今こそ市民が主役になるとき

地方分権の時代。

自治体は、これまでの中央集権型から「地方政府」として自立することが求められています。

しかし、財政状況は厳しさを増し、世界経済も悪化する中、市民・地域社会のニーズは多様化。行政がその一つひとつに応え、サービスを維持・確保していくことは難しくなっています。

このような状況から、まちづくりを行政だけでなく、市民や地域みんなで考える必要性が生じてきました。

自治基本条例は、市民・議会・行政、それぞれの役割と責任を明確に示していきます。これは、さまざまな課題解決に向けて相互の立場で取り組み、持ち味を発揮し足りない部分は補い合って、協働でよりよいまちをつくっていくというものです。

今こそ、市民が主役となるときです。新しい合志市が誕生して3年、わたしたちのまち合志をみんなで一緒につくっていきましょう！

制定に向けた取り組み

今年度の条例制定を目指して、昨年度から現在まで20人の合志市自治基本条例検討懇話会委員が16回に及ぶ会議を重ねています。懇話会委員は、公募で選ばれた10人と地域づくりや市民活動で活躍している10人の市民から構成されています。

懇話会では、条例の制定に向けて検討し、結果をまとめて市長に提言する役割を持っています。検討の過程で「仮称合志市自治基本条例（懇話会草案）」を形づくり、より充実した提言にむすびつける取り組みを行っています。

36条からなるこの《草案》は、条文の一つひとつに意味があり、まちづくりに向けた思いが込められています。



（仮称）合志市自治基本条例『草案』構成

前 文

第1章 総則（第1条～第3条）

目的、定義、自治の基本理念を示します。

第2章 市民の権利と責務（第4条～第6条）

市民の権利と責務及び子どもや青少年の権利を明らかにしています。

第3章 市議会の役割と責務（第7条～第9条）

市議会の役割と責務及び市議会議員の責務を明らかにしています。

第4章 市の執行機関の責務（第10条～第12条）

市の執行機関の責務、市長の責務、市職員の責務を明らかにしています。

第5章 市の仕事の運営（第13条～第24条）

市の仕事の運営の基本原則、組織、総合計画、総合的な行政サービス、情報共有、個人情報保護、市民の要望の取扱い、行政手続、公益通報、行政評価、説明責任、財政運営について明らかにしています。

第6章 参画と協働によるまちづくり（第25条～第33条）

市民参画と協働の原則、市民参画制度、市民意見提出手続、審議会等への市民参画、住民投票、住民投票の請求及び発議、市民活動団体との連携、コミュニティ、及び自治推進委員会の設置について示しています。

第7章 国及び他の地方公共団体等との連携（第34条）

国及び他の地方公共団体等との連携を示します。

第8章 条例の最高規範性等（第35条・第36条）

条例の位置付け及び条例の見直しについて示しています。

附 則